

全国健康保険協会設立委員会規則(案)

(組織)

第一条 全国健康保険協会（以下「協会」という。）の設立に関する事務を処理するため、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第十三条第一項の規定により任命された設立委員（以下「委員」という。）は、全国健康保険協会設立委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

(委員長)

第二条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議決事項)

第三条 次に掲げる事項は、委員会の議決によるものとする。

- 一 協会の職員の労働条件及び採用基準
- 二 定款
- 三 事業計画及び予算
- 四 運営規則
- 五 その他必要な事項

(会議)

第四条 委員会の会議は、委員長が日時、場所及び議題を定めて招集する。

第五条 会議は、委員の過半数の出席（第七条第二項の規定による出席を含む。次条において同じ。）がなければ、開くことができない。

第六条 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第七条 委員は、他の委員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、委員は、委員長に対し、あらかじめ委任状を提出しなければならない。

2 前項の規定により、他の委員を代理人として議決権を行使する委員は、会議に出席した委員とみなす。

第八条 委員長は、専門的事項について審議するため必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

第九条 会議は、非公開とする。

2 会議資料は公開とする。ただし、会議において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第十条 会議の議事の概要は、議事録に記載しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 会議開催の日時及び場所
- 二 出席者の氏名
- 三 議題
- 四 議事の経過及びその結果

3 議事録は、公開とする。ただし、委員長が特に必要があると認めた事項については、非公開とすることができる。

(庶務)

第十一条 委員会の庶務は、厚生労働省保険局保険課において処理する。

(雑則)

第十二条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。